

令和6年度

深谷市立花園中学校

# PTA 総会

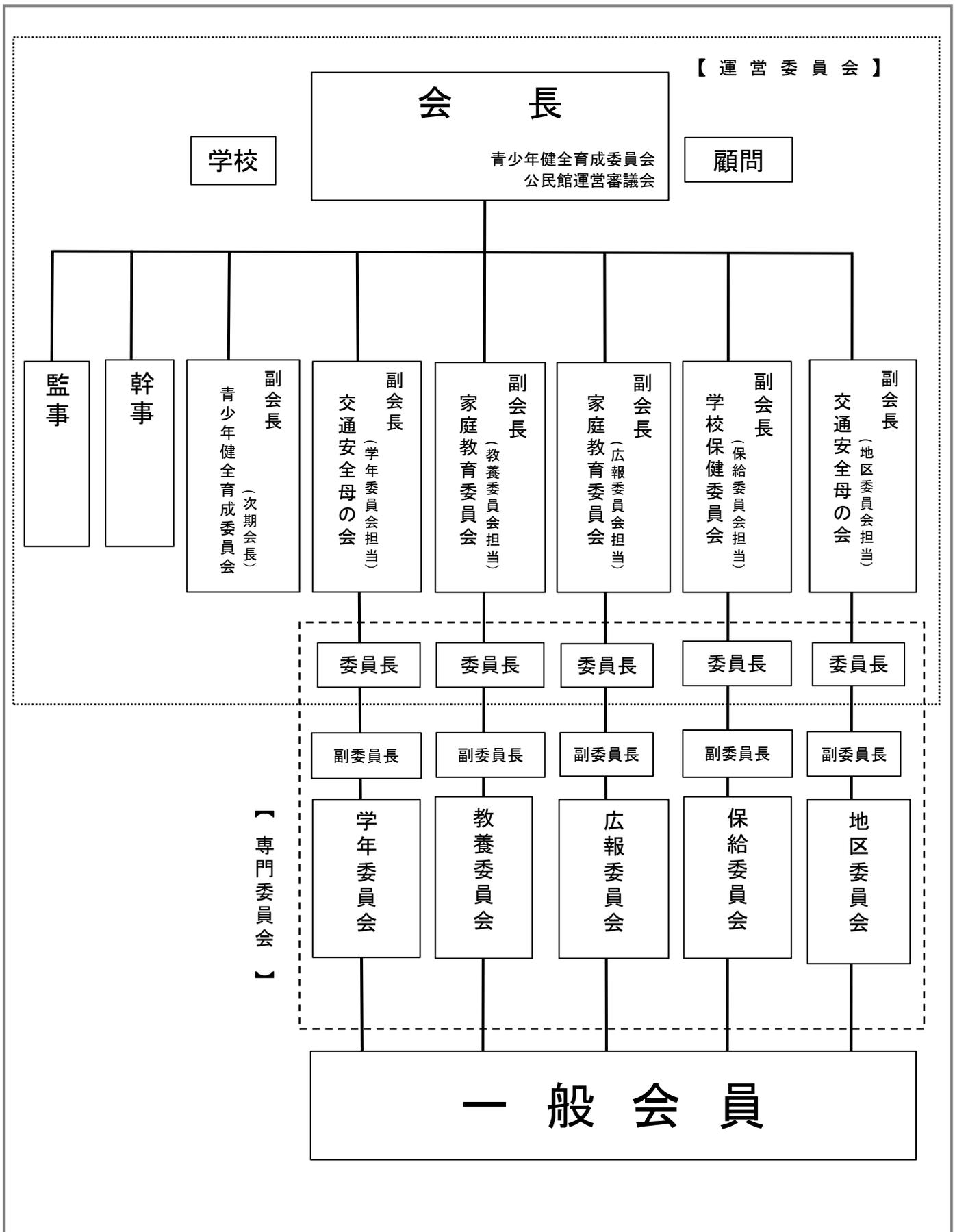
資料



# 令和6年度PTA総会

PTA 組織図	・・・	1 ページ
PTA 会則改定案	・・・	2 ページ
第1号議案 令和5年度 事業報告	・・・	13 ページ
第2号議案 令和5年度 決算報告 並びに監査報告	・・・	14 ページ
第3号議案 令和5年度 資源回収会計報告 並びに監査報告	・・・	15 ページ
第4号議案 令和6年度 PTA 役員、 新会長、新副会長承認	・・・	16 ページ
第5号議案 令和6年度 事業計画(案)	・・・	17 ページ
第6号議案 令和6年度 予算(案)	・・・	18 ページ

【 総 会 】



## 花園中学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 本会は花園中学校PTAという。事務局は花園中学校に置く。

## 第2章 目的と活動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) よい保護者、よい教職員となるために努める。
- (2) 生徒の郊外生活の健全・安全を目的とする支援活動に協力する。
- (3) 会員相互の連絡を密にし、広報活動を盛んにする。
- (4) 生徒の保健衛生、体位・体力向上、給食指導に協力する。
- (5) 学校教育環境を整備充実することに協力する。
- (6) その他本会の目的達成に必要なことを行う。

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は、花園中学校在校生の保護者及び教職員とする。

## 第4章 役員

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

会 長	1名	教養委員・広報委員	各学級より
副 会 長	若干名	保給委員・学年委員	
顧 問	前年度会長等	地 区 委 員	細則第8条 参照
		幹 事	若干名
	校 長	監 事	若干名

第6条 役員を選出と任期は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は役員会で選出し総会で承認を得る。
- (2) 各委員会の委員長及び、副委員長は各委員会で選出し、役員会で承認を得る。
- (3) 委員は各地区又は各学級から選出する。
- (4) 幹事及び監事は、会長が委嘱する。
- (5) 各役員任期は1年とする。ただし、重任、再任は妨げない。
- (6) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- (7) 顧問は会長が委嘱する。
- (8) 会長・副会長選出にあたっては役員会に選考委員会を設けて選出する。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理し、総会、臨時総会、運営委員会、役員会を招集して、それぞれの議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。
- (3) 各委員は、役員会に出席し、教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会・地区委員会を構成し、運営する。
- (4) 幹事は庶務、会計をつかさどる。
- (5) 監事は会計を監査し、総会にこれを報告する。
- (6) 顧問は総会及び会議に出席し意見を述べることができる。

## 第5章 総会

第8条 総会は年度当初に行い、事業報告・決算・新役員・事業計画・予算案等の案を 審議承認する。臨時総会は、議題を審議承認する。

## 第6章 会議

第9条 各委員会は、教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会・地区委員会の5委員会とし、各委員会の事業を審議実践する。

- 1 各委員会は、各委員長が招集し、各委員会の事業内容を審議実践し、その結果を役員会に報告する。
- 2 役員会は、会長、副会長、各委員長、委員、幹事で構成し、会務を審議決定し、処理・推進する。
- 3 運営委員会は、会長、副会長、各委員長、幹事で構成し、事業を審議決定し、会務を起案する。
- 4 本部役員会は、会長、副会長、幹事で構成し、事業を審議決定し、会務等を起案する。

## 第7章 会計

第10条 本会の経費は、会費月額800円とする。また、その他の収入をこれに充てる。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 細則

第12条 本会の会務上必要な細則は、必要により別途定める。

## 第9章 改正

第13条 本会々則の改正は、総会の承認により行うものとする。

### 附 則

本会則は昭和51年4月23日から施行する。

### 附 則

本会則は令和2年7月17日から施行する。

### 附 則

本会則は令和5年5月 日から施行する。

## 深谷市立花園中学校 P T A 慶弔規程

(適用)

第1条 この規程は、花園中学校 P T A 会則（以下「会則」という。）第4条で規定する会員及び花園中学校在校生（以下「会員等」という。）に適用するものとする。

(事務)

第2条 この規程に関する事務は、会則第5条で定める会長（以下「会長」という。）が同会則第6条に基づき委嘱した幹事が、当該事務に当るものとする。

(経費)

第3条 慶弔に関する経費は、本会の会計予算の範囲内において、P T A 活動費の表彰慶弔費より支出しなければならない。

(慶弔)

第4条 会員等の慶弔は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄の対象となるときは、右欄に掲げるとおりとする。

傷病	P T A 活動中の傷病で7日以上入院加療又は P T A 活動以外で一月以上の入院加療を要したとき。	見舞金 5, 0 0 0 円とする。
死亡	会員等が亡くなったとき。	代表者による弔問又は会葬及び生花並びに香料10,000円とする。
火災・災害	会員等の居住する住宅が火災、風水害及びその他会員等の重大な過失によるもの以外により被害があったとき。ただし、学区内における大きな自然災害を除く。	全焼又は全壊の被害の場合見舞金10,000円、半焼又は半壊の被害の場合見舞金5,000円とする。
退会	教職員が退職又は定期の人事異動により退会するとき。	2, 0 0 0 円程度の花束及び饂飩3,000円とする。ただし、花束は送別会参加者に限る。

2 前項の対応について疑義が生じたときは、会長及び学校長との協議により行い、当該対応をした日から最初に行われる運営委員会又は役員会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

2 この規程の改廃は、役員会の決議により行うことができる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 花園中学校PTA役員選出に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、花園中学校PTA会則(以下「会則」という。)

第6条で定める役員選出に係る手続きその他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、会則で規定するところによる。

(会員の責務)

第3条 会則第2条及び第3条に定める目的と達成するため、花園中学校在校生の保護者の会員は、在籍する生徒一人に対して在学中に1回以上の役員を務めるものとする。

ただし、第10条の規定に該当するものはこの限りでない。

(選考委員会)

第4条 会則第6条8定める選考委員会について

選考委員会は、次条の規定により会長及び副会長を選出し、総会に諮らなければならない。

(会長及び副会長の選出方法)

第5条 会長及び副会長は、次により選出するものとする。

- 1 会長の選出は、前年度に立候補を募るものとする。尚、副会長経験が無い者の場合において、立候補した年度においては、途中であっても副会長を任命するものとする。

ただし、11月末までに立候補がない場合は現副会長から選出するものとする。

- 2 副会長の選出は、前年度の最初に開催される役員会において、委員の互選により、各委員会から1名ずつ選出する。

(幹事の選出方法)

第6条 幹事の選出は、1月までの役員会において副会長及び各委員会の委員長の互選により、2人以上選出するものとする。

(監事の選出方法)

第7条 監事の選出は、副会長の互選により、2人選出するものとする。

尚、人数に満たない場合は本部役員が推薦するものとする。

現行

改正案

(専門委員会委員の選出方法)

第8条 教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会・地区委員会の委員の選出は、次により選出するものとする。

- 1 教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会の委員の選出は、1学期の学級懇談会にて各学級ごとに1名ずつ、会員の互選により選出するものとする。
- ア 委員を選出する際に欠席する時は、委員選出に係る委任状を会長宛に提出するものとする。  
(委任については各クラスの担任の先生にお願いします。)
- 2 地区委員会の委員の選出は、次により選出するものとし、第2学期が終了する日までに会長に報告するものとする。

地区委員会の選出人数表

地区名	武蔵野上郷	武蔵野中郷	武蔵野下郷	北根	荒川	黒田
人数	1～2	2	2	1～2	2	1～2

地区名	小前田上	小前田北	小前田中央	小前田仲	小前田下	小前田西
人数	2	2	2	2	2	1～2

地区名	永田弁天	永田滝	永田下
人数	1～2	1～2	1～2

(委員長及び副委員長の選出)

第9条 委員に選出された者は、当該役員選出年度の最初に開催される役員会に出席し、委員会ごとに委員長1名及び副委員長2名を委員の互選により選出するものとする。

- 2 前項で規定する役員会を欠席するときは、委員長等選出に係る委任状を会長宛に提出するものとする。

地区委員会の選出人数表

地区名	上郷	中郷			下郷		北根
		ニコニコ	東林	流	高木・さが・中央・東部		
人数	1～2	1～2	1～2	1	1～4		1
地区名	荒川	荒川只沢	黒田	永田弁天	永田滝・下		
人数	1	1	1～2	1	1～2		
地区名	小前田						
	上	下	中央	仲	北	西	
人数	2～3	1～2	2～4	1～2	2～4	1～2	

※各地区の中で、生徒数の増加・減少などの人数変動がある為、上記のようになります。

現行	改正案
<p>(委員の選出免除・決め方)</p> <p>第10条 令和4年度・臨時PTA総会にて、次に該当する会員は委員の選出を免除するものとする。 ただし、会員の意思による委員の立候補を妨げるものではない。</p> <p>(1) 会員の生徒が在籍中に、本部委員、教養委員、広報委員、保給委員・学年委員、地区委員をしたことのある会員</p> <p>(2) 地区役員の中で総会資料に名前が載る会員</p> <p>(3) 会員の生徒が2人以上同時に在籍においては、下の学年及び、同学年においては下の子となります ただし、上の子で役員免除においては、下の子で役員選出となります。</p> <p>(4) 花園小学校で、今年度PTA本部役員 of 会員</p> <p>(5) やむを得ない事情により、委員の職責を全うできないと学校長及びPTA会長が認めた会員</p> <p>委員の選出時の決め方について</p> <p>(1) 【原則】</p> <p><u>生徒1名につき、最低1回以上は役員をする。(小中9年間の内で) ただし、クラスによっては、全員が役員経験者という状況がある、その場合で立候補者がいない場合、そのクラスの全員が役員候補の対象になる。</u></p> <p>【決め方】</p> <p>ア ①立候補</p> <p>イ ②小学校6年間で役員をされてない会員</p> <p>ウ ③花園中学校で役員をされてない会員(第10条参照)</p> <p>※ 令和4年度の臨時PTA総会にて 小学校で役員をされていない会員から優先的に決める 賛成219、反対39で可決</p>	<p>委員の選出時の決め方について</p> <p>(1) 【原則】</p> <p><u>生徒1名につき、最低1回以上は中学校の役員をする。ただし、クラスによっては、全員が役員経験者という状況がある、その場合で立候補者がいない場合、そのクラスの全員が役員候補の対象になる。</u></p>

現行

改正案

(対外役割との兼務)

第11条 第5条の規定により選出された会長及び副会長は、対外的な役割として、次の表の左欄に掲げる対内役職に応じ、次のそれぞれ同表の右欄に掲げる役職を兼務するものとする。

対内役職		兼務する役職
会長		青少年健全育成委員 公民館運営審議会委員 その他依頼のあった役職
副会長	地区委員会	交通安全母の会
	学年委員会	その他依頼のあった役職
	教養委員会	家庭教育委員会
	広報委員会	その他依頼のあった役職
保給委員会		学校保健委員会

(その他)

第12条 この規定の施行に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

2 この規定の改廃は、役員会の決議により行うことができる。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、平成31年度役員の選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、令和2年度役員の選出から適用する。

この細則は、役員会で決議された日から施行し、令和4年度役員の選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から執行し、令和5年度役員の選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から執行し、令和7年度役員の選出から適用する。

## 深谷市花園中学校PTA表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、深谷市花園中学校PTAが行う表彰について、必要な事項を定める。

(経費)

第2条 表彰にかかる経費は、本会の会計予算の範囲内において、報償費より支出しなければならない。

(対象者)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対してこれを行う

- (1) PTAの振興発展について特に功績が顕著である者
- (2) 花園中学校職員でその業績が特に優秀である者
- (3) その他特に表彰に値すると認められた者

(対象者の推薦)

第4条 次の各号に掲げる者は、前条各号に該当する者があるときは、当該者を推薦することができる。

- (1) 本部役員を退任した者
- (2) 委員会の委員長を退任した者
- (3) 花園中学校職員でその業績が特に優秀である者
- (4) その他、運営委員会において適当であると認められる者

(表彰の時期及び方法)

第5条 表彰はSDGsの観点から感謝状を廃止し、必要に応じて金品の加授を行うことができる。

表彰対象者	金品の額の上限
会長・副会長を退任した者	3000円
顧問・幹事 委員会の委員長を退任した者	2000円
監事を退任した者 運営委員会 で適当であると認められた者	1000円

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

- 2 この規定の改廃は、役員会の決議により行うことができる。

附 則

この規程は、役員会で決議された日から施行し平成30年4月28日から適用する。

附 則

この規程は、役員会で決議された日から施行し令和5年 5月 15日から適用する。

## 深谷市立花園中学校PTA会員の旅費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市立花園中学校PTA(以下「花中P」という。)活動の一環として、校外活動のために旅行する会員に対して支給する、旅費等に係る費用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 深谷市立花園中学校PTA会則第4条に定める者をいう。
- (2) 校外活動 会員が、花中P以外が主催する事業に参加し、活動することをいう。
- (3) 旅行 公共交通機関又は自家用車若しくはそれを併用して、本校から校外活動を行う場所までの往復に係る移動及び滞在をいう。
- (4) 旅費等 校外活動に要する費用であつて、参加費・会費及び旅費をいう。

(旅費等の支給)

第3条 会員が校外活動した場合には、当該会員に対し予算の範囲内で必要な旅費等を支給する。

(旅行承認等)

第4条 旅行は、花中Pの会長による承認によって行なうものとする。

- 2 承認は、書面又は口頭によるものとする。ただし、当該年度の事業計画に計画されている校外活動における旅行はこの限りでない。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費とする。

- 2 交通費は、旅行先に応じた公共交通機関の旅客運賃等により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費のうち交通費は、次の表の左欄に掲げる旅行先の地域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、実際の目的地までの交通手段は問わないものとする。

旅行先の地域	旅費の額
深谷市内	500円
熊谷市内	800円
さいたま市内	2400円
その他の地域	実費負担額

- 2 その他の地域の実費負担額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、校外活動上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。
- 3 花中P以外からの旅費が支給される場合は、前2項により計算された旅費から当該支給される金額を差し引いて計算するものとする。

現行	改正案
<p>(参加費・会費)</p> <p>第7条 会員の校外活動に係る参加費・会費については全額支給する。ただし、懇親会等で飲食が含まれる場合は、参加費・会費の額の2分の1を支給するものとする。なお、100円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(旅費等の請求手続)</p> <p>第8条 校外活動に参加した者は、花園中学校PTA活動参加者名簿(様式第1号)を作成し、遅滞なく事務局に提出しなければならない。</p> <p>2 校外活動に複数の者が参加した場合は、委員会ごとに代表者を定め、代表者が花園中学校PTA活動参加者名簿(様式第1号)を作成し、遅滞なく事務局に提出しなければならない。</p> <p>3 旅費の支給を受けようとする者(以下「請求者」という。))は、前2項の規定に基づく名簿が提出された後に、所定の請求書(様式第2号)に旅程表等を添えて、花中Pの会計担当者に提出しなければならない。</p> <p>ただし、第6条で規定する旅費の額が定められている地域については、旅程表等の添付を省略することができる。</p> <p>4 会員が参加費・会費の立て替え払いをしたときは、所定の支出伝票兼請求書(参考様式)に領収書を添えて、遅滞なく事務局に提出しなければならない。</p> <p>5 請求者が必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった場合、請求者は、その請求に係る旅費等の額のうち、その書類を提出しなかったために、その旅費等の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>6 請求者は、事務局が示す請求書の提出期限の後の旅行により生じた旅費等の請求については、事務局が指定する期限までに、第1項及び第2項の規定に基づき作成した参加者名簿を会長宛に提出しなければならない。</p> <p>7 会長は、前項の規定により請求者から参加者名簿が提出された場合、会長が請求者に代わって会計年度の末日までに一括して請求し、旅費等を代理で受領しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。</p> <p>この規程の改廃は、役員会の決議により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、役員会で決議された日から施行し、平成30年4月28日から適用する。</p>	

令和5年度PTA事業報告

\*花中PTA ☆市PTA連合会 ●市・教育委員会 ◇公民館・その他

\*( )内 数字は日にち

月	本部役員会・運営委員会	地区委員会	教養委員会	広報委員会	保給委員会	学年委員会
主な事業内容	各事業の起案審議実施 市P連行事への参加 市・教育委員会行事への参加 公民館・その他行事への参加	登校指導 資源回収 パトロール 各種行事協力	各種講演会の参加 税についての作文審査員 各種行事協力	広報誌づくり (年2回) 各種行事協力	学校保健委員会 性教育講演会参加 各種行事協力	奉仕作業 身近な依存症講座(仮) 各種行事協力
4	*第1回PTA役員全体会(24) *第1回本部役員会(24)	*第1回地区委員会(24) *第1回役員会(24)	*第1回教養委員会(24) *第1回役員会(24)	*第1回広報委員会(24) *第1回役員会(24)	*第1回保給委員会(24) *第1回役員会(24)	*第1回学年委員会(24) *第1回役員会(24)
5	*第1回運営委員会(2) ●第1回花中運営協議会(2) ◇花園地区青少年健全育成会理事会・総会(9) ☆市P連第1回評議委員会(12) ◇公民館運営審議会(16) ●深谷市交通安全父母の会(30) *PTA総会書面決議(15)	*第1回運営委員会(2) *登校指導 *PTA総会書面決議(15)	*第1回運営委員会(2) *PTA総会書面決議(15)	*第1回運営委員会(2) *第2回広報委員会(2) *PTA総会書面決議(15)	*第1回運営委員会(2) *PTA総会書面決議(15)	*第1回運営委員会(2) *PTA総会書面決議(15)
6	*第2回運営委員会(10) *リサイクル販売(10) ☆埼玉県PTA安全互助会(1) *学校保健委員会参加(会長・副会長)(28) ◇家庭教育学級(青少年健全育成会)(-)	*第2回運営委員会(10) *登校指導 ◇家庭教育学級(4)	*第2回運営委員会(10) ◇家庭教育学級(青少年健全育成会)(-)	*第2回運営委員会(10) *第147号第1回入稿(12) ◇家庭教育学級(青少年健全育成会)(-)	*第2回運営委員会(10) *第1回学校保健委員会(28) ◇家庭教育学級(青少年健全育成会)(-)	*第2回運営委員会(10) *3年奉仕作業(10) ◇家庭教育学級(青少年健全育成会)(-)
7	*身近な依存症講座(仮)(参加・協力)(7) ●市長と保護者の意見交換会(-) ☆家庭教育委員会(13) ☆人権教育実践報告会(28) *資源回収企業回り(28) ☆青少年健全育成会「親の学習」(4)	*登校指導 ◇家庭教育学級(4) *通学路安全点検(17) ●深谷七夕まつり巡視(雨天中止) *資源回収に向けて	◇家庭教育学級(4) *PTA講演会(7)	*第147号第2回入稿(3) *第147号最終入稿(14) *広報第147号まっかぜ発行(31)	◇家庭教育学級(4)	*身近な依存症講座(7) ◇家庭教育学級(4)
8	☆深谷市教育講演会(18) *資源回収(26) ◇夕暮れパトロール	☆深谷市教育講演会(18) *登校指導 *資源回収(26)	☆深谷市教育講演会(18)	☆深谷市教育講演会(18)	☆深谷市教育講演会(18)	☆深谷市教育講演会(18) *1年奉仕作業(20)
9	*第3回運営委員会(5) ☆深谷市PTA連合会(2) ●中学生の「税についての作文」審査員 *体育祭協力(16) ●第2回家庭教育委員会(14)	*第3回運営委員会(5) *体育祭協力(16) *登校指導	*第3回運営委員会(5) *体育祭協力(16) ●中学生の「税についての作文」審査員(6・7)	*第3回運営委員会(5) *体育祭協力(16)	*第3回運営委員会(5) *体育祭協力(16)	*第3回運営委員会(5) *体育祭協力(16)
10	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	ふれあい人権セミナーへの参加(15) *秋祭り防犯パトロール(15) *資源回収に向けて *登校指導	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	ふれあい人権セミナーへの参加(-)	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	ふれあい人権セミナーへの参加(15)
11	*第2回資源回収(11) ◇公民館運営審議会 ☆市P連家庭教育講演会(18) *体育祭(13) *第2回学校運営協議会(21)	*登校指導 *資源回収(11) ☆市P連家庭教育講演会	☆市P連家庭教育講演会(18)	☆市P連家庭教育講演会	☆市P連家庭教育講演会(18)	☆市P連家庭教育講演会(18)
12	◇冬休みパトロール *もちつき大会 *臨時運営委員化会(16) ◇青少年健全育成会深谷市民大会	*登校指導 *もちつき大会 *臨時運営委員会(12) *資源回収に向けて(13) *資源回収に向けて(20)	*思春期講座「心体の付き合い方」(仮)(14) *臨時運営委員会(12) *PTA講演会(14)	*第148号発行に向けて(14) *もちつき大会 *臨時運営委員会(12) *第148号原稿依頼(18)	*臨時運営委員会(12) *もちつき大会	*もちつき大会
1	◇交通安全母の会(24) *学校保健委員会参加(会長・副会長)(24) *第2回本部役員会(16)	*登校指導 *資源回収に向けて(26) *臨時資源回収(27)		*第148号第1回入稿(18)	第2回学校保健委員会(24)	
2	*立志式(2) *学校運営協議会(16) ●第4回家庭教育委員会(8)	*登校指導		*第148号発行に向けて(8)		
3	*第4回運営委員会 *性教育講演会(参加・協力)(12) ☆第1回深谷市PTA連合会旧執行部会議(27) *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(18) *卒業式(15) *会計監査(28)	*第4回運営委員会 *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(18) *来年度資源回収に向けて(5) *登校指導 *R6年度4月登校指導 *R6年度5月登校指導	*第4回運営委員会 *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(18)	*第4回運営委員会 *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(18) *第148号発行に向けて(5) *第148号第2回入稿(11) *広報第148号まっかぜ発行(31)	*第4回運営委員会 *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(18) *性教育講演会(参加・協力)(12)	*第4回運営委員会 *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(18)

## 令和5年度 花園中学校PTA会計決算報告

### 1 収入の部

( △:減 単位:円 )

科 目	本年度予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 会費	3,456,000	3,448,000	△ 8,000	会員数(家庭数336+県費負担職員数(24)×(800×12))
2 繰越金	73,245	73,245	0	
3 補助金	0	0	0	
4 雑収入	15,000	54,585	39,585	利息、制服リサイクル、部活動補助費返金、ガソリン代返金
合 計	3,544,245	3,575,830	31,585	

### 2 支出の部

( △:減 単位:円 )

科 目	適用No.	本年度予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 PTA活動費		873,000	616,143	△ 256,857	
需用費	1	100,000	72,077	△ 27,923	奉仕作業飲料、体育祭景品、卒業記念品
通信費	2	1,000	0	△ 1,000	通知、案内郵送料
会議費	3	2,000	0	△ 2,000	会議室借用料
旅費	4	45,000	43,600	△ 1,400	役員出張旅費等
報償費	5	62,000	41,000	△ 21,000	役員退任記念品等
表彰慶弔費	6	100,000	3,000	△ 97,000	御祝、御見舞等
研修費	7	30,000	0	△ 30,000	会議・研修会参加費
広報費	8	420,000	397,966	△ 22,034	まつかぜ印刷代
専門委員会活動費	9	50,000	14,900	△ 35,100	教養・広報・保給・地区・学年委員会活動費
渉外費	10	3,000	0	△ 3,000	他団体との渉外に係る経費
負担金費	11	50,000	43,600	△ 6,400	安全互助会、PTA連合会費
雑費	12	10,000	0	△ 10,000	上記項目に該当しない諸経費
2 学校活動補助費		381,000	272,211	△ 108,789	
需用費	13	62,000	57,813	△ 4,187	印刷費、諸行事の花束等
通信費	14	34,000	26,030	△ 7,970	生徒作品・進路関係など輸送費
学校行事補助費	15	200,000	188,368	△ 11,632	学校行事経費(携帯教室・三送会等)卒業生胸花
体育・文化活動補助費	16	80,000	0	△ 80,000	保健体育・文化活動への補助
雑費	17	5,000	0	△ 5,000	上記項目に該当しない諸経費
3 部活動補助費	18	2,000,000	2,481,552	481,552	部活動補助費
4 環境整備費	19	150,000	28,228	△ 121,772	緑化用花・種・苗、施設・設備の修繕費
5 予備費	20	140,245	0	△ 140,245	
合 計		3,544,245	3,398,134	△ 146,111	

### 3 差し引き

3,575,830円(総収入)－3,398,134円(総支出)＝177,696円

残金の177,696円は来年度に繰り越します。

深谷市立花園中学校PTA会長

新井 晴美

深谷市立花園中学校長

佐藤 秀昭

PTA会計担当

秋元 侑理加

### 監査報告

令和6年3月29日に花園中学校において

会計簿、領収書等を逐一照合し監査した結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年3月29日

PTA監査委員

茂木 智江

野口 聖恵

令和5年度 資源回収費 会計報告

1. 収入 3,362,099 円

[内 訳]

年度当初繰越金		1,409,530 円
リサイクル奨励金	(10月26日)	26,390 円
	(3月14日)	100,647 円
貯金利息	(8月21日)	5 円
	(2月19日)	2 円
資源回収	(校内実施分)	18,660 円
	(9月5日実施分)	112,860 円
	(11月22日実施分)	278,434 円
	(2月1日実施分)	229,257 円
部活動費より戻り	(3月14日)	1,186,314 円

2. 支出 2,059,121 円

[内 訳]

新聞購読料	3800 円
学校総合体育大会 バス代	747000 円
学校総合体育大会ソフトボール部 バス代(全国大会)	318,216 円
プール開き用 酒	327 円
吹奏楽部アンサンブルコンテスト バス代	313760 円
吹奏楽部 会場代	297090 円
布団代	24420 円
横断幕	198000 円
計量器定期検査手数料	5300 円
卒業式関連(お茶・赤飯)	5484 円
書き初め選手画仙紙代	5520 円
中学保健ニュース(少年写真新聞社)	18744 円
灯油代	10000 円
パソコン代	100130 円
冷蔵庫リサイクル	11,330 円

3. 残 額 1,302,978 円

上記のとおり 報告いたします。

深谷市立花園中学校 PTA会長

新井 晴美

深谷市立花園中学校 校長

佐藤 秀昭

深谷市立花園中学校 会計

川上 早紀



監査報告

令和6年3月28日(木)、花園中学校において会計簿・領収書等を逐一照合し  
監査した結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

花園中学校PTA監査委員

茂木 智江

花園中学校PTA監査委員

野口 理恵

花園中学校PTA監査委員



## 令和6年度 花園中学校PTA役員

運営委員  
(18名)  
顧問と監事を除く

役職名	氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
会長	沼尻 務	1 - 3	岳			
副会長	田邊 千代美	3 - 2	和也	関根 律子	3 - 2	紬
	若林 真弓	2 - 2	七海	黒田 美和	3 - 1	琉翔
	吉田 知恵美	3 - 1	蓮和			
				教頭		
幹事	鳥羽 美奈子	1 - 3	ひかり	堀口 里枝子	2 - 1	静空
	栗原 由香	3 - 1	優香	眞下 未来	3 - 2	結翔
	吉田 賢彦	PTA担当		中村 真美子	PTA会計担当	
専門委員長	地区 柴 藍	1 - 2	遊人	教養 松本 明美	2 - 1	恭介
	広報 持田 博美	3 - 2	璃玖	保給 井上 嘉美	3 - 2	陽輝
	学年 福島 芳宏	2 - 1	巧望			
顧問	新井 晴美	前会長		佐藤 秀昭	校長	
監事	小野山 裕香	3 - 3	龍也	内田 みのり	2 - 4	愛理

担当副会長 田邊 千代美

地区委員  
(31名)

地区	氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
上郷	松本 有佳	3 - 2	楓真	大野 愛弓	3 - 2	陽咲
中郷(ニコニコ)	堤 富美子	2 - 1	優莉	松本 陽子	3 - 1	清征
中郷(ニコニコ)	高岡 裕美	3 - 3	美羽			3
中郷(東林)	武井 香織	3 - 2	絆央	田口 陽子	3 - 2	禪
中郷(流)	雨宮 忍	3 - 2	翼			
下郷	成毛 恵美子	2 - 3	楓賀	○ 高野 香	1 - 2	名央
下郷	金子 樹里	2 - 3	芽衣莉			
北根	宇野 早百合	3 - 3	彩花			
荒川	高橋 和代	3 - 3	実桜			
荒川只沢	吉田 雅恵	3 - 2	伊織			
黒田	金子 ゆか	1 - 3	慎司	◎ 柴 藍	1 - 2	遊人
永田弁天	長谷部 益実	3 - 3	凌也			
永田 滝・下	○ 笹井 典恵	1 - 3	花乃心	野辺 和俊	3	碧音
小前田上	越智 久美子	3 - 2	優心	小林 百合子	3 - 1	颯真
小前田下	新井 こずえ	3 - 3	光希	新井 由香里	2 - 1	ひな
小前田中央	鳥羽 恵	3 - 2	恵莉	山中 望	3 - 2	俊昌
小前田仲	石川 美幸	3 - 1	瑛斗	芳賀 美佳	3 - 1	有輝斗
小前田北	川田 祐美	2 - 4	真大	馬場 千鶴	1 - 3	柊典
小前田西	堀川 真弓	2 - 3	紗生	高橋 希美恵	3 - 3	心音
学校職員	小林 久保 川上 川原					

担当副会長  
若林 真弓

教養委員  
(10名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
境野 あゆみ	1 - 1	燎	大田 美佐	1 - 2	靖也
○ 笹原 智子	1 - 3	碧人			
◎ 松本 明美	2 - 1	恭介	山本 めぐみ	2 - 2	彩月
早坂 和乃	2 - 3	郁人	原口 小織	2 - 4	篤幸
大田 真由美	3 - 1	樹生	斎藤 美加	3 - 2	天稀
○ 梶 貴子	3 - 3	祐斗			
学校職員	秋元 北山 岩崎				

担当副会長  
吉田 知恵美

広報委員  
(10名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
吉澤 菜耶	1 - 1	夏輝	大日向 美雪	1 - 2	和心
○ 小室 百恵	1 - 3	瑠音			
田原 愛	2 - 1	倫	○ 酒井 恵理香	2 - 2	芙優
須藤 さや香	2 - 3	颯介	大内 真沙美	2 - 4	心愛花
小林 恵美	3 - 1	奏穂	◎ 持田 博美	3 - 2	璃玖
相原 裕子	3 - 3	響			
学校職員	興邊 國本 杉田 竹内				

担当副会長  
関根 律子

保給委員  
(10名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
松本 ありな	1 - 1	徠丸	○ 高橋 愉加	1 - 2	葵
神田 賀代	1 - 3	瑚心			
小林 明美	2 - 1	天翔	○ 関根 樹里	2 - 2	鉄生
渡邊 みゆき	2 - 3	琉愛	今井 幸江	2 - 4	琉愛
高橋 知子	3 - 1	瑠菜	◎ 井上 嘉美	3 - 2	陽輝
原田 晃子	3 - 3	恵佑			
学校職員	根岸 中村 伊月				

担当副会長  
黒田 美和

学年委員  
(10名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
江尻 麻衣子	1 - 1	あさひ	武内 友子	1 - 2	圭
○ 持田 春奈子	1 - 3	莉穂子			
◎ 福島 芳宏	2 - 1	巧望	濱本 由香	2 - 2	ゆず
増山 恭亮	2 - 3	皇誠	後藤 華澄	2 - 4	礼樹
神谷 紗穂里	3 - 1	瑠來海	信原 仁美	3 - 2	桃華
○ 高田 充	3 - 3	尚美			
学校職員	沖野谷 大井 松島				

◎ 委員長 ○ 副委員長

# 令和6年度PTA事業計画（案）

\* 花中PTA

☆ 市PTA連合会

● 市・教育委員会

◇ 公民館・その他

※（ ）内 数字は日にち

月	本部役員会・運営委員会	学年委員会	教養委員会	広報委員会	保給委員会	地区委員会
主な行事内容	各事業の起案審議実施 市P連行事への参加  市・教育委員会行事への参加 公民館・その他行事への参加	* 奉仕作業  ☆●◇各種行事参加 * 体育祭協力	●「税についての作文」審査員（ ）  ☆●◇各種行事参加 * 体育祭協力	* 広報誌づくり（年2回）  ☆●◇各種行事参加 * 体育祭協力	* 学校保健委員会  ☆●◇各種行事参加 * 体育祭協力	* 資源回収 ●七夕まつり巡視 ◇パトロール協力 ☆●◇各種行事参加 * 体育祭協力
4	* P T A 全 体 会 専 門 委 員 選 出 （ 2 6 ）					* 第1回地区委員会（11） * 第2回地区委員会（26）
	* 第1回PTA本部役員会（26）	* 第1回学年委員会（26）	* 第1回教養委員会（26）	* 第1回広報委員会（26）	* 第1回保給委員会（26）	
5	* 第 1 回 運 営 委 員 会 〈本部役員・各委員会の委員長参加〉（2）					
	☆市P連第1回評議委員会（10） ◇交通安全母の会（23） ☆第1回市P連運営協議会（24） ◇花園地区青少年健全育成会理事会・総会（24） ◇公民館運営審議会（ ）					
	* P T A 総 会 書 面 決 議 （ ）					
6	●第1回花中運営協議会（ ）  * 学校保健委員会参加（会長・副会長）（27）				* 学校保健委員会（27）	
	◇ 家 庭 教 育 学 級 （青少年健全育成会）（ ）					
7	* 第 2 回 運 営 委 員 会 〈本部役員・各委員会の委員長参加〉（6）					
	☆第2回市P連運営協議会（3） ☆第1回家庭教育委員会（11）	* 3年奉仕作業（6）		* 第149号まつかぜ発行（ ）		●七夕まつり巡視（ ）
8	☆ 深 谷 市 教 育 講 演 会 （ 2 0 ）					
	☆第3回市P連運営協議会（21） * 資源回収（24）					* 資源回収（24） ◇パトロール協力（ ）
9	* 第 3 回 運 営 委 員 会 〈本部役員・各委員会の委員長参加〉（5）					
	●情報交換会（6） ☆第2回家庭教育委員会（19） ☆第1回執行部・家庭教育委員会役員合同会議（27）		●「税についての作文」審査員（ ）			
10	● ふ れ あ い 人 権 セ ミ ナ ー へ の 参 加 （ ）					
		* 1年奉仕作業（19）				
11	* 資源回収（9）			●市内小中学校広報誌展示会（10）		* 資源回収（9）
	* 体 育 祭 協 力 （ 1 5 ）					
	☆ 市 P 連 家 庭 教 育 講 演 会 （ 1 0 ）					
12	◇青少年健全育成会深谷市民大会（ ）					◇パトロール協力（ ）
1	◇交通安全母の会（ ） * 資源回収（25）  * 学校保健委員会参加（会長・副会長）（30）					* 資源回収（25）  * 学校保健委員会（30）
2	* 立志式（5） * 学校運営協議会（ ） ☆第4回市P連運営協議会（28）					
3	* 第 4 回 運 営 委 員 会 〈本部役員・各委員会の委員長参加〉（ ）					
	* 卒業式（14）					
	* 新 旧 本 部 役 員 顔 合 わ せ ・ 引 継 ぎ 〈新旧本部役員及び、各委員会の委員長参加〉（17）					
	☆第5回市P連運営協議会（27） ☆第1回新旧執行部会議 新旧会長会議（27） ◇公民館運営審議会（ ） * 会計監査（ ）			* 第150号まつかぜ発行（ ）		

## 令和6年度 花園中学校PTA会計予算書 (案)

## 1 収入の部

(△:減 単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘 要
1 会費	3,283,200	3,456,000	△ 172,800	会員数(家庭数317+県費負担職員数(25)×(800×12)
2 繰越金	177,696	73,245	104,451	
3 補助金	0	0	0	
4 雑収入	15,000	15,000	0	利息、制服リサイクル
合 計	3,475,896	3,544,245	△ 68,349	

## 2 支出の部

(△:減 単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘 要
1 PTA活動費	843,000	873,000	△ 30,000	
需用費	90,000	100,000	△ 10,000	奉仕作業飲料、卒業記念品
通信費	1,000	1,000	0	通知、案内郵送料
会議費	2,000	2,000	0	総会費、会議室借用料
旅費	45,000	45,000	0	役員出張旅費等
報償費	62,000	62,000	0	役員退任記念品等
表彰慶弔費	90,000	100,000	△ 10,000	御祝、御見舞等
研修費	20,000	30,000	△ 10,000	会議・研修会参加費
広報費	420,000	420,000	0	まつかぜ印刷代
専門委員会活動費	50,000	50,000	0	教養・広報・保給・地区・学年委員会活動費
渉外費	3,000	3,000	0	他団体との渉外に係る経費
負担金費	50,000	50,000	0	安全互助会、PTA連合会費
雑費	10,000	10,000	0	上記項目に該当しない諸経費
2 学校活動補助費	361,000	381,000	△ 20,000	
需用費	62,000	62,000	0	印刷費、諸行事の花束等
通信費	34,000	34,000	0	生徒作品・進路関係など輸送費
学校行事補助費	200,000	200,000	0	学校行事経費(各式、体育祭、合唱コンクール、三送会等)、卒業生胸花
保健体育・文化活動補助費	60,000	80,000	△ 20,000	保健体育・文化活動への補助
雑費	5,000	5,000	0	上記項目に該当しない諸経費
3 部活動補助費	2,000,000	2,000,000	0	部活動補助費
4 環境整備費	200,000	150,000	50,000	緑化用品、施設・設備の修繕費等
5 予備費	71,896	140,245	△ 68,349	
合 計	3,475,896	3,544,245	△ 68,349	